

電波監理審議会（第1045回）議事要旨

1 日 時

平成29年9月13日（水）15:00～16:53

2 場 所

総務省会議室（11階1101会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、石黒 美幸（会長代理）、松崎 陽子、林 秀弥

(2) 審理官

森 孝、坂口 公一

(3) 幹事

梶田 昌生（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

野田総務大臣、鈴木総務審議官、渡辺総合通信基盤局長、山田情報流通行政局長 他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案 について

（電波法の改正（平成29年5月）に伴う調査周期の柔軟化） **（諮問第21号）**

審議の結果、諮問のとおり改正することは適当との答申をした。

【内容】

平成29年5月に公布された電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成29年法律第27号）において、現在、おおむね3年ごととされている電波の利用状況の調査等の周期について、無線通信サービスに関する最新技術の使用動向や無線局数の増加に伴う周波数需要の変化を的確に把握できるよう、総務省令で柔軟に定めることとされた。これを受けて、関係規定を整備するもの。

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について

（3.4GHz帯放送事業用無線局の周波数の使用期限の設定） **（諮問第22号）**

審議の結果、諮問のとおり変更することは適当との答申をした。

【内容】

3400MHzから3456MHzまでの周波数帯を使用する放送事業用無線局の周波数の使用期限を定めるため、周波数割当計画を変更するもの。

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

(4 K・8 K 実用放送に向けた衛星放送用受信設備に関する技術基準導入のための制度整備)

(諮問第 2 3 号)

審議の結果、諮問のとおり改正することは相当との答申をした。

【内容】

4 K・8 K 実用放送に向けた衛星放送用受信設備に関する技術基準導入のための制度を整備するもの。

(4) 日本放送協会の放送法第20条第 2 項第 2 号及び第 3 号の業務の実施基準の変更の認可

について

(諮問第 2 4 号)

審議の結果、諮問のとおり認可することは相当との答申をした。

【内容】

日本放送協会が「試験的提供」として、地方局の放送対象地域に対応した配信実験や平昌五輪の配信、同時配信の提供時間の拡大、4 K 試験放送の配信等を行うことについて、実施基準の変更の認可を行うもの。

(5) その他

「周波数再編アクションプラン（平成29年11月改定版）」（案）、平成28年度民間放送事業者の収支状況及び東経110度CS放送の高画質化に係る認定申請受付の開始の3件について、それぞれ総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)